

6. おわりに

本研究においては、わが国における公共スポーツ施設を再定義した上で、公共スポーツ施設の新規建設と維持・補修の財源に関する問題を中心に分析を行った。

まず 2 章において社会体育施設以外の公共スポーツ施設を含めて公共スポーツ施設を再定義し、施設数の把握における課題を明らかにした。次に 3 章において公共スポーツ施設整備のための諸制度について解説を行った。4 章においては、静岡県、三重県、A 県について、2 章で示した定義に基づいてそれらの県が所有する公共スポーツ施設を把握した。そして、それらの施設が整備された時期および財源を中心に自治体に直接聞き取りを行い、データを入手して分析を行った。また、これら 3 県の事例に加えて国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備について、B 県および B 県内市町村の事例をもとに議論した。さらに、5 章においては公共スポーツ施設の維持・補修と財源の問題について、社会資本の投資総額や静岡県のデータをもとに議論した。

分析の結果、得られた知見は次の通りである。第 1 に、大規模なスポーツ施設が含まれる都市公園を中心に、これまで把握されてきたよりも多くの公共スポーツ施設が存在する。第 2 に、それらの施設は文部科学省の社会体育施設整備費補助金以外の財源を中心に、特に地総債を用いて整備された。第 3 に、公共スポーツ施設の維持・補修には十分に財源が充てられていない。

ただし、本研究における分析は 4 つの県および 1 つの県内市町村のデータのみに基づいて行われており、本研究の結論が他自治体に適用可能であるのかについては、引き続き調査を行わなければ明らかにならない。また、本研究においては市町村レベルの公共スポーツ施設整備について十分に分析を行っていない。公共スポーツ施設と財源の関係については、より詳細な分析が不可欠である。本研究に残された課題である。